琉球大学学術リポジトリ

日米琉球諮問委員会．沖縄復帰準備委員会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43690

回本義塩三体四体

第五十八回国会衆議院

沖縄及び北方問題等に関する特別委員会議録第七号

昭和四十三年四月十六日（火曜日）

午後四時十七分開議

出席委員

委員長　床次徳二君

理事　臼井莊一君　理事　小澤貞一君

理事　美濃政市君　理事　小川半平君

理事　本名武君　理事　竹内黎一君

理事　大村襄治君　理事　竹下豊君

理事　吉田之久君　理事　永末英一君

理事　山田久就君　理事　谷垣専一君

理事　中谷鉄也君　理事　川崎寛治君

理事　藤井勝志君　理事　堂森芳夫君

出席国務大臣

総理府総務長官　田中龍夫君

出席政府委員

沖縄開発庁総務局長　山野幸吉君

外務省北米局長　栗山尚一君

外務省条約局長　高橋通敏君

出席説明員

外務大臣官房審議官　佐藤正二君

外務大臣官房領事移住部長　中島敏次郎君

外務大臣官房外務参事官　宮崎弘道君

外務大臣官房外務参事官　吉野文六君

外務大臣官房外務参事官　佐藤嘉恭君

外務大臣官房外務参事官　小和田恒君

外務大臣官房外務参事官　村田良平君

外務大臣官房外務参事官　中川融君

外務大臣官房外務参事官　栗山尚一君

外務大臣官房外務参事官　高橋通敏

ますが、後ほど本日の第二項におきましては、

それからこの二、三年に沖縄の経済を観察する上で、一体、沖縄の経済をどういうふうに考えたらいいのか、ということを観察する。たとえば市場でいえば、戦前から戦後、そういう将来の沖縄経済の方向をどこに定めるかという問題であります。

そしてこれは、既明的な経済計画があれば、それに従って、将来展開的に発展経済がとられるべきものであるのに、そういう長期的な経済計画の現状があるわけでございます。これは言うはやすいのですが、簡単にはなかなか結論は出ないと思いますが、ただいま委員の御答弁にありましたように、私どもの日本政府代表を通じまして、沖縄の経済計画の策定にいろいろな面から協力してまいりたいかと、ようにお考えております。

○大村委員　経済計画について、いろいろお伺いしたいのでありますが、時間の制約もありますので、二点だけ要望しておきます。

その一つは、電源開発調査計画、これを数年の間で終結いたしますと、十カ年で約十七億円ということなのでありますが、こういったものを参考にと、定定していただきたい、これが第一点であります。

それともう一つは、ばらばらな総合的な計画をぜひ樹立していただきたい。ここで本土からの投助が行なわれている部分を見ますと、いろいろな例約がある。たとえば、港湾とか道路とかあるいは土地改良部分等におきましても非常にばらばらである感じがする。新しい計画はどうしても総合的であることを要望すると思いますので、この二点を要望しておきます。

次に、長期経済計画に関連いたしまして、日本政府の沖縄援助政策について、二、三点伺ねたいと思います。

四十三年度の援助費は百三十億円であり、前年度に比して五十二億円、非常にふえております。また二年間の援助費は百三十億円であり、二十億円も前年度に比べて増加しております。また市町村交付金の沖縄の財政状況を勘案して、財源を十億円前年度に比べて増加しております。

それから、沖縄の現状を観察しますと、高度成長の現状から見ますと、本土からの援助が不十分ではないかという気がいたします。詳しくは後ほど伺いたいと思います。

本土からの援助が不十分であるかどうかということは、沖縄の現状から見ますと、類似県の比較をしまして、本土の水準に近づけるようにしたらどうかという問題であります。

総額を今後どう増額するお考えがあるのかどうか。

それから、ただいまの問題は、市町村の財政状況を今回、初めて調査されました。これは画期的であります。しかし、その決定の要素を見ますと、いろいろ、ふるいにかけられております。行政機構の違いから、類似県に対する市町村財政援助の見方が足りないと思います。

今後これらの問題はあるにしましても、今後、市町村引き続いておられます。ですから、もう一度、市町村財政を考えて、類似県と比べて、財政援助を考えていただきたいと思います。

以上三点をお尋ねいたします。

○田中国務大臣　まず沖縄の現状、百五十三億円が今度計上されましたが、内閣総理大臣の所信にどうであるかと。これは先程総理大臣の答弁にもありましたように、十分であるとは言えません。これらの点については四百四十四億円が出ておりますが、これに対しまして沖縄の要望としては、これを今後、どうしていくかということでございます。

現在の段階は四百三十一億円、かなりになってきておりますから、ほぼ近いものと見ております。しかしながら、その沖縄の四百三十一億円という中におきましては、先ほど申上げましたように、国政事務、県政事務というたくさんなものがございまして、国政事務が相当手伝うものが百十億円だけ入っております。四百三十一億じゃなくて三百十一億、こういうふうな考え方でやっております。

財源をどうするかという問題でございますが、百六十億円、七億円、これは非常に新聞紙上でも、非常に新聞が騒がれておりますが、本土からの援助が不十分であるという気がいたします。詳しくは後ほど伺いたいと思います

の琉球政府への移管問題については　日ソ交渉の場合にも、ぜひ、私どもの方から琉球大学あるいは　国連ともいろいろ相談をしてみたいと思っております。

取り上げた、その後経過の予算委員会において　御答弁をいたしました。それから琉球大学あるいは　国連ともいろいろ相談をしてみたいと思っております。

御答弁の中で、日本政府としてできることは　できるだけ、いろいろ、

おけるものと日本に統合されるよう」云々をこの点に関して、具体的にわかりやすい説明をこの交換公文に入れておけばよかったのではないかと思います。

○永末委員　本土との一体化を進めるための諸問題委員会、こういうものを設置までして本土の人たちが、いろいろ、いろいろ、いろいろ

れは完全に平和ボケです。平和ボケだから、占領政策がいかに法律体系からいえば、

○永末委員　アメリカの法律体系からいえば、

いう議論があるだろうと思います。

○永末委員　私は最後に申しましたのは、基管理問題が後に残されておりますと、これは沖縄の問題でもあるわけでございますが、これは沖縄の現在の状態は、二十年ぶりの前に日本が占領時代における平和憲法と非武装を強制されておるのでございまして、あの当時、やはり布告百十号みたいな問題や、八十七号のような問題やら、たくさんあったわけでございます。そういう点におきましても、この諮問委員会を中心に一体化を進め、またこの諮問委員会で進行いたしましても、あるいは外交関係あるいはまた日米協議委員会、こういうふうなものがつのわを実ていろいろ新しい方式ことにより多くしまして、本土復帰というわれわれの悲願がすみやかに達成できるだろうということを期待しておるものであります。

○永末委員　私が最後に申しましたのは、基管理ということでございます。高等弁務官がかりそこに、いままでアメリカが最初の占領以来出してきました布令、布告、これは布令であるというこの特別の布告を必ず出しておるわけですね。これがすなわち占領の形式だ、こう申し上げておるのでございまして、その非武はあなたも同意されますか。

○山崎政府委員　法形式としてそういうことを行なわれておることは承知しておりますし、そのことおりでございます。しかしながら、それでやはりこれは平和憲法があるだろうと思います。

○永末委員　アメリカの法律体系からいえば、これは完全に平和ボケです。平和ボケだから、占領政策がいかに法律体系からいえば、

○山崎政府委員　法形式としてそういうことを行なわれておることは承知しておりますし、そのことおりでございます。しかしながら、それでやはりこれは平和憲法があるだろうと思います。

○永末委員　アメリカの法律体系からいえば、

○山崎政府委員　法形式としてそういうことを行なわれておることは承知しておりますし、そのことおりでございます。しかしながら、それでやはりこれは平和憲法があるだろうと思います。

○永末委員　それから永末さんが最後におっしゃった、これは沖縄高等弁務官の個人的なものじゃないかというような感じがいたしますが、これは沖縄の現在の状態は、二十年ぶりの前に日本が占領時代における平和憲法と非武と似ておるのでございまして、あの当時、やはり布告百十七号みたいな問題や、八十七号のような問題やら、たくさんあったわけでございます。そういう点におきましても、この諮問委員会を中心に一体化を進め、またこの諮問委員会で進行いたしましても、あるいは外交関係あるいはまた日米協議委員会、こういうふうなものがつのわを実ていろいろ新しい方式ことにより多くしまして、本土復帰というわれわれの悲願がすみやかに達成できるだろうということを期待しておるものであります。

○永末委員　私が最後に申しましたのは、基管理ということでございます。高等弁務官がかりそこに、いままでアメリカが最初の占領以来出してきました布令、布告、これは布令であるというこの特別の布告を必ず出しておるわけですね。これがすなわち占領の形式だ、こう申し上げておるのでございまして、その非武はあなたも同意されますか。

衆第五十八回国会　沖縄及び北方問題等に関する特別委員会議録第九号

昭和四十三年四月十九日（金曜日）

午後五時十四分開議

出席委員

委員長　床次　徳二君

理事　臼井　莊一君　理事　小澤　太郎君

理事　川崎　秀二君　理事　小川　半平君

理事　永末　英一君　理事　佐藤　文生君

理事　中村　重遠君　理事　森本　晃司君

理事　田中　榮一君　理事　渡部　一郎君

理事　山口　鶴男君　理事　竹内　猛君

理事　伊藤　惣助君　理事　勝澤　芳雄君

理事　佐藤　觀樹君　理事　武藤　山治君

出席政府委員

外務大臣　三木　武夫君

外務大臣臨時代理　中曽根　康弘君

外務省北米局長　佐藤　正二君

外務省条約局長　高橋　通敏君

外務省国際連合局長　吉野　文六君

外務省アジア局長　中江　要介君

外務省アジア局参事官　橋本　恕君

外務省アジア局北東アジア課長　宮澤　喜一君

外務省アジア局南西アジア課長　柳谷　謙介君

外務省条約局国際法課長　高島　益郎君

外務省条約局外務参事官　佐藤　正紀君

外務省条約局外務参事官　内閣法制局第一部長　真田　秀夫君

内閣法制局第一部第一課長　吉国　一郎君

内閣法制局第一部第二課長　茂串　俊君

内閣法制局第一部第二課長　角田　禮次郎君

内閣法制局第一部第二課長　味村　治君

内閣法制局第一部第二課長　大森　誠一君

内閣法制局第一部第二課長　真田　秀夫君

内閣法制局第一部第二

地になるかということは、今後の日米間の継続的協議の結果によると思います。

○川崎（寛）委員　つまり非核のあり方を日米間でお話し合うということ以上に、いま施政権を持つているアメリカからしてみれば、アメリカ側の態度というものは、アメリカの極東戦略の方向にかかわるわけですね。そこに日米間でなにかあるとすれば、アメリカの沖縄基地というものが対中国の関係、アメリカの沖縄基地というものが対中国基地としてどれほど役立つかということ、これは、いま施政権を持っているアメリカの沖縄問題というものは、ベトナム戦争、ベトナム戦争というものの非常に大きな波紋になる。だから、そういう情勢の変化が来れば、これはきわめて簡単なことだが、それが来ないということになつてくると、そこの解決というものに時間がかかると、日中間の国交回復というものの非常に大きな障害になる。だから、いま必要なことは――やはりこれを早くやるということをなにかの点でいろいろ考えてみる必要がある。台湾問題もあつてできない。できないことをできるような幻想を起こしてやるということは、外交上いろいろ問題を解決しようとしてなにかの解決をしていこう。大乗的な動きを通じて日本の目的のあり方、基地の態様というものの、――基地の機能の問題、沖縄の問題、これを日米間で話し合いを進めていく。そのことも沖縄外交折衝の過程として大事でありましょう。しかし、より根本的には、極東の緊張を緩和させる日本の役割というものが問題であるのです。そういうものが問題ではないかと思うのです。そういたしますと、そのときに一つの一番大きなファクターは、私は日中の国交回復だと思います。そのクッションの点についてどうお考えでありますか。

○三木国務大臣　日中間の国交回復というものは、台湾問題というなかなか複雑な問題がありますが、簡単にできるとは、中共側自身も考えていないでしょう。また日本も、これは簡単なものではなかろうと思います。しかし、日本がどうしようというわけではないが、一つの中国とか二つの中国とかいろいろ、これは日本は因知せざることろである。もしその責任があるとしたらその非爽だけが責任なんで、日本が何も一つとか二つとかいつてやつたわけではない。だから、そういう情勢の変化が来れば、これはきわめて簡単なことだが、それが来ないということになつてくると、そこの解決というものに時間がかかる。

天、非公式な立場で問題を解決しようとはしてな

○川崎（寛）委員　米側からこういうことで

共本的にどのようにお考えされるかということはできりましたが、高源氏をはじめアメリカ人もやったのであります。

ですね。高源氏をはじめアメリカ人もやったのであります。

した外務大臣のお答えをいただきたいと思います。

○三木国務大臣　答弁の前今百十六号、これに対しては重大な関心を持っております。われわれも外交のルートを通じてこの問題の成り行きには関心を持っておりますので、日米間で話し合いを今後とも続けていきたいと思っております。

○川崎（寛）委員　今後とも交渉を続けていきたいと言っても、いまはもうもっぱら話っておるのですね。せっかく軽くしておる今日、具体的に行動を起こすということをお考えになるのかどうか、このことをお尋ねしているわけです。

○山野政府委員　この答弁百十六号の問題は、米側におきまして過去一年間政府部内でいろいろ検討してきておりますが、川崎（寛）委員の御質問の問題ではないのです。「仮令」とは、「今日のもの問題ですが、いまそうかっているのだから」と言う。「問題が」、総合答弁の問題にちょっと関連しますので……。

その総合答弁は、実は一日はこういう話もございますけれども、おそらく三カ月後か六カ月後が、まだはっきりきまっておりません。したがいまして、その間に、日本側としても要望は続けるというようなことでございます。

それからいわゆる資金交渉の問題でございますが、これは全部的な立場からは、川崎先生も御案内のように、十八日のストのときには参加をしませんでした。それから三十一、三日に予定されしれるストにつきましても、まだ流動的でございますが、全部的な参加ということはないでしょうが、私どもは何らかのその間に円滑に話し合いがつくようと念願し御待っておるわけでございます。

○川崎（寛）委員　それでは、世間が非常にせかれてわって、政府委員にまた少しお尋ねしたいと思います。

高源氏は外務大臣の指揮監督のもとにあるわけですね。高源氏をはじめアメリカ人もやったのであります。

○三木国務大臣　高源氏は外地に多くおって、そしてこの沖縄のあるような地位にいるということは、本人は役所に来てあったのです。前からそれはうなんぬ、これはうなんぬ、ということで、これは外務省の部に、アンガー高等弁務官もそれはまたウシントンの問題に、アンガー高等弁務官もそれはまたウシントンの政府とも連絡をとりあるわけでありますから、ちょっと話し合いをしておるのです。

○川崎（寛）委員　今後とも交渉を続けていきたいと言っても、いまはもうもっぱら話っておるのですね。せっかく軽くしておる今日、具体的に行動を起こすということをお考えになるのかどうか、このことをお尋ねしているわけです。

○山野政府委員　この答弁百十六号の問題は、米側におきまして過去一年間政府部内でいろいろ検討してきておりますが、川崎（寛）委員の御質問の問題ではないのです。「仮令」とは、「今日のもの問題ですが、いまそうかっているのだから」と言う。「問題が」、総合答弁の問題にちょっと関連しますので……。

その総合答弁は、実は一日はこういう話もございますけれども、おそらく三カ月後か六カ月後が、まだはっきりきまっておりません。したがいまして、その間に、日本側としても要望は続けるというようなことでございます。

○川崎（寛）委員　そういうふうに解釈してくれればいいと思います。そのことは、今日の琉球政府の行政組織上の矛盾があるわけですね。これは非常に立法院との関係にもネ盾があるわけです。そうした点は世間も疑れた点でありますけれども、政府としては、改められなければ、本土との制度上の一体化を急ぐやいく上においても、これはたいへん障害になるわけです。この点について、外務省としては、これらの点はアメリカ側が非常を考えるようにを待つだけなのか、あるいはこうした点について、日本側に行政組織の改編をいろいろものを本土とのー体化のために要求をするのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○東郷政府委員　ただいまの御指摘の問題を総体的に考えますと、私も明確でございませんが、いずれにしましても、共同声明にもいろいろ問題のー体化ということがございますが、御指摘の問題は、今日の問題になる、ならぬは別としましても、おそらく今日の問題になる、ならぬは別としましても、おそらく今日の問題になる、ならぬは別としましても、おそらく

会の問題になる、ならぬは別といたしまして、わ
ついてはひとつ積極的におつかまえという考え方で
上おかしいというような問題は
[illegible]

府代表が参加することは、本土と沖縄の一体化の政
ために非常に回り道なことであると信ずるものであ
ります。

はたせるかな、この諮問委員会は、まず本土政府
の調査団を沖縄に派遣することを勧告し、日本政府
は、沖縄と行政、司法、立法、行政、司法のいわゆる施政権をア
メリカにゆだねられていた沖縄において、施政権者たる
アメリカ政府が自治権を与える国際的な
機関たる諮問委員会に、日本政府の任命による政
府代表が参加することは、本土と沖縄の一体化の政
策、社会経済制度など本土と
し、また、琉球大学に本土学の教授を派遣する
問題、琉球政府立病院等に本土の医師を迎え入れる
問題、また琉球関係会社の役員を迎え入れる
いずれも諮問委員会は勧告を行ない、本土との一体
化政策は、具体的に一つ一つ積み重ねられようとし
ているのであります。

したがいまして、交換公文において、勧告の
際、日米琉三政府委員の合意が必要とすることを、
こと、世上、アメリカの代表の相当様によって、何
らか勧告はできないのではないかなどの議論
もあるようでありますが、これは全く足りなすぎ
ないことは、以上述べました点からも明らかであ
ります。

今後、この諮問委員会は、さらに沖縄の長期経
済計画を樹立し、これを高等弁務官に勧告することに
なりましょうし、民族的誇顕である沖縄の祖
国復帰の際に備えて、同盟国の経済、社会的発展
の問題を調査することを決定しました。

日本本土におけるものと同様に解決される
ものと信ずるものであります。

政府代表が参加することは、沖縄の施政権をア
メリカ政府が自治権を与える国際的な
機関たる諮問委員会に、日本政府の任命による政
府代表が参加することは、本土と沖縄の一体化の政
策、司法のいわゆる施政権をア
メリカにゆだねられていた沖縄において、施政権者たる
アメリカ政府が自治権を与える国際的な
機関たる諮問委員会に、日本政府の任命による政
府代表が参加することは、本土と沖縄の一体化の政
策、社会経済制度など本土と
し、また、琉球大学に本土学の教授を派遣する
問題、琉球政府立病院等に本土の医師を迎え入れる
問題、また琉球関係会社の役員を迎え入れる
いずれも諮問委員会は勧告を行ない、本土との一体
化政策は、具体的に一つ一つ積み重ねられようとし
ているのであります。

したがいまして、交換公文において、勧告の
際、日米琉三政府委員の合意が必要とすることを、
こと、世上、アメリカの代表の相当様によって、何
らか勧告はできないのではないかなどの議論
もあるようでありますが、これは全く足りなすぎ
ないことは、以上述べました点からも明らかであ
ります。

今後、この諮問委員会は、さらに沖縄の長期経
済計画を樹立し、これを高等弁務官に勧告することに
なりましょうし、民族的誇顕である沖縄の祖
国復帰の際に備えて、同盟国の経済、社会的発展
の問題を調査することを決定しました。

日本本土におけるものと同様に解決される
ものと信ずるものであります。

政府代表が参加することは、沖縄の施政権をア
メリカ政府が自治権を与える国際的な
機関たる諮問委員会に、日本政府の任命による政
府代表が参加することは、本土と沖縄の一体化の政
策、社会経済制度など本土と
し、また、琉球大学に本土学の教授を派遣する
問題、琉球政府立病院等に本土の医師を迎え入れる
問題、また琉球関係会社の役員を迎え入れる
いずれも諮問委員会は勧告を行ない、本土との一体
化政策は、具体的に一つ一つ積み重ねられようとし
ているのであります。

したがいまして、交換公文において、勧告の
際、日米琉三政府委員の合意が必要とすることを、
こと、世上、アメリカの代表の相当様によって、何
らか勧告はできないのではないかなどの議論
もあるようでありますが、これは全く足りなすぎ
ないことは、以上述べました点からも明らかであ
ります。

今後、この諮問委員会は、さらに沖縄の長期経
済計画を樹立し、これを高等弁務官に勧告することに
なりましょうし、民族的誇顕である沖縄の祖
国復帰の際に備えて、同盟国の経済、社会的発展
の問題を調査することを決定しました。

日本本土におけるものと同様に解決される
ものと信ずるものであります。

政府代表が参加することは、沖縄の施政権をア
メリカ政府が自治権を与える国際的な
機関たる諮問委員会に、日本政府の任命による政
府代表が参加することは、本土と沖縄の一体化の政
策、社会経済制度など本土と
し、また、琉球大学に本土学の教授を派遣する
問題、琉球政府立病院等に本土の医師を迎え入れる
問題、また琉球関係会社の役員を迎え入れる
いずれも諮問委員会は勧告を行ない、本土との一体
化政策は、具体的に一つ一つ積み重ねられようとし
ているのであります。

内米の共同の建設的な協力をさらに進め、両三年
内に一日も早くその祖国復帰を明確にすることを
期し、沖縄の祖国復帰のため日
本政府は、沖縄の長期経済計画の作成を援助し、
沖縄の住民の福祉と文化の向上のため、
[illegible]

第二類第八号　沖縄及び北方問題等に関する特別委員会議録第九号　昭和四十三年四月十九日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第五十八回 参議院沖縄及び北方問題等に関する特別委員会会議録第八号

昭和四十三年四月十九日（金曜日）
午後一時十二分開会

出席委員
委員長　理事　伊藤五郎君
理事　曽根晋君
理事　亜細亜君
委員　内田善利君　植木光教君　岡田宗司君　出口一郎君
委員　川村清一君　田中寿美君　中村啓一君　増原恵吉君
委員　宮崎正義君　森八三一君　山崎竜男君　吉武恵市君
委員　矢追秀彦君　山本利壽君　吉田忠雄君
委員　平泉渉君　黒柳明君
委員　青木一男君

政府委員
国務大臣　佐藤栄作君
総理府総務副長官　山内一郎君
総理府総務長官　三木武夫君
総理府総務長官　小笠原貞光君
総理府総務長官　井出一太郎君
総理府総務長官　西村直己君
総理府総務長官　宮澤喜一君
総理府総務長官　黒金泰美君
総理府総務長官　竹下登君
総理府総務長官　増田甲子七君
総理府総務長官　佐藤一郎君
総理府総務長官　三木喜夫君
総理府総務長官　小川平二君
総理府総務長官　中野文門君
総理府総務長官　瓜生清君
総理府総務長官　森崎隆君
総理府総務長官　高橋衛君
総理府総務長官　宮澤喜一

[illegible]

○三田委員　[illegible]

○三田委員　[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○

ら申しまして、考慮を要するわけでありますが、指揮権の発動を要しないで、総理大臣が非常に強い指揮権を発動するというようなことは、まずないと存じます。

○三浦説明員　それだけでございます。

○永末委員長　次に、沖縄琉球政府行政主席、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理、沖縄琉球政府行政主席代理

は実況をクランクインしてもらうことになります。

また非常の事態にとりまして、現地で交渉しました上で合意をいたしまして、東京でクランクインしていきます。

○委員長　新たに議員提案の沖縄問題等特別委員会が設けられまして、その中で議員という一名政府の職員として作業する方々が、補助要員として、どういうふうにされるか、ということを伺いたいと思います。

○加藤説明員　政府の補助要員としては、総理府の職員、外務省の職員、防衛庁の職員、大蔵省の職員、通産省の職員、運輸省の職員、郵政省の職員、労働省の職員、建設省の職員、自治省の職員、合計十人程度を考えております。

○三浦委員　外務省の政務次官はいつ来られますか。それから総務局長は現在アメリカへ行っていらっしゃいますが、いつ帰ってこられますか。

○加藤説明員　ただいまの御質問でございますが、総務局長は、ただいまアメリカに出張しておりまして、ちょうど今日の午後、ワシントンを出発いたしまして、明日の朝、羽田に到着の予定でございます。

○三浦委員　外務省の政務次官はいつ来られますか。

○加藤説明員　政務次官は、ただいまアメリカに出張しておりまして、ちょうど今日の午後、ワシントンを出発いたしまして、明日の朝、羽田に到着の予定でございます。

○三浦委員　委員長、ぜひ、総務局長、政務次官、両方ともこの委員会に出席するように、ぜひ、委員長、お取り計らいを願いたいと思います。

○委員長　ただいまの御要望、ごもっともでございます。

○三浦委員　外務省の政務次官はいつ来られますか。それから総務局長は現在アメリカへ行っていらっしゃいますが、いつ帰ってこられますか。

○加藤説明員　ただいまの御質問でございますが、総務局長

に使ったぞ。ただ、ただ一回だけ通告するのでなくて、とにかくよくよくなものだ。総理大臣というのは一応この面では心得ておかなければいけない点のようですね。これは、非常に外務大臣がお親断申し上げるような感じがする。

○加藤説明員　これは先ほどもちょっと申し上げたと思いますが、協議そのものが内容的にはやはり総理大臣と十分話し合うということが前提で、私はこの協議というのは外交技術的なものであるというふうに考えておりますので、その点につきましては、かねがねお話をしまして通知をすることになっておりますと、それに所管庁務に影響を及ぼすようなことがあれば、これを考えておりません。内容的には十分話し合いがあるというふうに考えております。

○安田委員　その第四条の第二項には沖縄庁務所長の任務がはっきりしている。「所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を管理する。」これが第一項で出てきまして、「所長は、内閣総理大臣の指揮監督を受ける面につきまして、内閣総理大臣は外務大臣の親断申し上げを条件とするような場合もある」、外務大臣の親断申し上げを条件とするような場合もあり得る規定になっている。それが第三項の規定であるというふうに理解してよろしいですね。

○加藤説明員　先ほど申し上げましたように、協議の内容は総理庁の所務庁務について協議するということになりますので、親断申し上げというような状態が内容的に考えられませんが、やはり外交技術的な面については、外交技術的な面におきましては、内閣総理大臣に協議しないで外務大臣が相談いただいたりしましてもそれは、その点は問題は生じないというふうに考えております。

○安田委員　この規定は通知義務であって、協議義務がないというふうに思うのですが、協議義務の問題は、私は一応協議するわけですけれども、しかしながらこれは沖縄という特定の地域で、外務大臣というものは、やはり庁務に通告して通知をしなければならないことは、きちっとしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○内田説明員　お答え申し上げます。具体的な事務に関しましては、「原則」ですから、それは庁務協議でいろいろ出てくるかもしれませんけれども、緊急性にかんがみまして、いわゆる庁務の通告、庁務の通知というものが形式上あるべき者に参ります。それで、実質的には緊急性に関しまして、総理大臣と外務大臣は通知しておるべき者に参ります。

○安田委員　そこまでいくことは外務大臣はその目的を庁務に通知しなければならないことは、きちっとしたほうがいいんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○内田説明員　ただ、先ほどからお話にもありましたように、外務大臣というものは、やはり庁務に通告しなければならないことになっておりますと、それに関係して、沖縄に関する限りは自分の意図を十分外務大臣に理解してもらうようにしなければならないと思うのですね。

○加藤説明員　これは先ほど申し上げましたように、内閣総理大臣と外務大臣とのあいだに、外務大臣と総務長官とは十分打ち合わせをしたと申しましたように、親断申し上げるようなことはありませんというふうに考えます。私が先ほどお申し上げましたのは、外務大臣と内閣総理大臣との間の問題として考えた場合には、外務大臣が先行して内閣総理大臣に親断申し上げるというようなことはないというふうに考えます。

○安田委員　外務大臣は、内閣総理大臣の指揮監督を受けるというふうにはっきりしておりますから、これは内閣総理大臣のほうから外務大臣に通知をしなければならないと思うのだが、いまのお話からいくと、逆に外務大臣のほうから内閣総理大臣に通知をしなければならないというふうに理解をしてよろしいですか。

○加藤説明員　大使の任命権者は内閣総理大臣でございまして、外務大臣は、内閣総理大臣の指揮監督を受けるというふうに理解をしておりますから、内閣総理大臣のほうから外務大臣に通知をしなければならないというふうに理解をしておりますが、外務大臣のほうから内閣総理

○吉田委員　総務副長官、何の局長ですか。

○八木政府委員　自治省の局長クラスの方を起用するということで人事を進めておるわけでございます。

○吉田委員　そうすると、沖縄の現状からの手伸的な局長クラスに考えられて――これはかりにですよ。非務次官クラスの者を派遣するような方針が、外務省のお考えでございますか。局長クラスだったら、従来の外務省の局長クラス、公使さえいってたらいい。名称である限れども、公使の名前だけいただいた公使であっても、公使がいままで行かれておる。それは、いろいろときに局長クラスの人を派遣されたのでは、沖縄県民は非常に懐きます。それは少なくとも非務次官くらいの人を特っていい。琉球の場合でも、ことに外務官僚出身としていろいろ言うのが私の主張だが、これはいまからでもおそくはないですから……。そういう人材を考えていただきたいということは、沖縄県を受けるがゆゆえである。高等弁務官と対等の待遇をもらうとしてアンガーはなめて、また局長クラスが来たなということになる。すなわちこれを考えていかないと沖縄を愛するようにはならない。どうか高度な非務処理の人材を派遣しなければならない。それはそんな方面処理に同感ですが。これは非常に重大な問題で、そうしてしかるべきだと思います。だから、沖縄の代表という形で一般非務官を派遣するということで、沖縄の代表という形で一般非務官を派遣するということで、だから気持ちの上で対等に交渉できる。そういう人材を選べということは全く同感でございます。そういうような人材を選ぶことに努力したいと考えております。

○吉田委員　いまから人材を考えるということで、これで質問を終わりますが、最後に同和対策について、これは、総務副長官に一言だけ御答弁いただきたい。

○八木政府委員　先ほどと八木一男議員に対してお答えしたように、同和対策特別措置に対しまして、いま与野党国会対策委員長談の線に従って、国会対策の段階でこれの扱いについて妥当に善処いただいておるようなことでございます。おっしゃることおり放任できるようなことでは、ございません。われわれとしましてはできるだけすみやかに、われわれが立法措置ができるように努力いたしたいと思っております。

○吉田委員　終わります。

○三池政府委員　来る十六日午前十時理事会、十時三十分本会議を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

○吉田委員　そうすると、沖縄の現状からの手伸的な局長クラスに考えられて――これはかりにですよ。非務次官クラスの者を派遣するような方針が、外務省のお考えでございますか。局長クラスだったら、従来の外務省の局長クラス、公使さえいってたらいい。名称である限れども、公使の名前だけいただいた公使であっても、公使がいままで行かれておる。それは、いろいろときに局長クラスの人を派遣されたのでは、沖縄県民は非常に懐きます。それは少なくとも非務次官くらいの人を特っていい。琉球の場合でも、ことに外務官僚出身としていろいろ言うのが私の主張だが、これはいまからでもおそくはないですから……。そういう人材を考えていただきたいということは、沖縄県を受けるがゆゆえである。高等弁務官と対等の待遇をもらうとしてアンガーはなめて、また局長クラスが来たなということになる。すなわちこれを考えていかないと沖縄を愛するようにはならない。どうか高度な非務処理の人材を派遣しなければならない。それはそんな方面処理に同感ですが。これは非常に重大な問題で、そうしてしかるべきだと思います。だから、沖縄の代表という形で一般非務官を派遣するということで、沖縄の代表という形で一般非務官を派遣するということで、だから気持ちの上で対等に交渉できる。そういう人材を選べということは全く同感でございます。そういうような人材を選ぶことに努力したいと考えております。

○吉田委員　いまから人材を考えるということで、これで質問を終わりますが、最後に同和対策について、これは、総務副長官に一言だけ御答弁いただきたい。

○八木政府委員　先ほどと八木一男議員に対してお答えしたように、同和対策特別措置に対しまして、いま与野党国会対策委員長談の線に従って、国会対策の段階でこれの扱いについて妥当に善処いただいておるようなことでございます。おっしゃることおり放任できるようなことでは、ございません。われわれとしましてはできるだけすみやかに、われわれが立法措置ができるように努力いたしたいと思っております。

○吉田委員　終わります。

○三池政府委員　来る十六日午前十時理事会、十時三十分本会議を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

第一条　内閣は、外務省系統に配置される日本国政府代表の長官及び外務大臣の指揮監督の下に、外務省系統に属する在勤手当の額を定める政令を公布する。

第二条　内閣は、外務省系統に配置される日本国政府代表の長官及び外務大臣の指揮監督の下に、外務省系統に属する在勤手当の月額は、次の表に定める額を超えないものとする。

一、法律第　号第一条第一項第一号の表に掲げる在勤手当を受ける者	四八〇〇円
二、法律第　号第一条第一項第二号の表に掲げる在勤手当を受ける者	三三〇〇円
三、法律第　号第一条第一項第三号の表に掲げる在勤手当を受ける者	二二〇〇円

第三条　この政令は、公布の日から施行し、昭和四十三年五月一日から適用する。

内閣総理大臣　佐藤榮作
外務大臣　三木武夫
蔵相　田中角榮

手当額の政令は、公布の日から施行し、昭和四十三年五月一日から適用する。

内閣総理大臣　佐藤榮作
外務大臣　三木武夫
蔵相　田中角榮

外務省設置法

第一条（目的）　この法律は、日本国政府が、アメリカ合衆国政府と共に、琉球諸島及び小笠原諸島（以下「琉球諸島等」という。）に対する施政を行なうに当たつて、琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを目的とする。

第二条（設置）　外務省は、琉球諸島等における日本国政府代表の長官（以下「長官」という。）に、その事務を補佐する日本国政府代表（以下「代表」という。）を置く。

2　代表は、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する。

3　代表は、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する。

第三条　総理府は、琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第二十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第三十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第四十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第五十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第六十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第七十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第八十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第九十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百二十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十七条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十八条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百三十九条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百四十条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百四十一条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百四十二条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百四十三条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百四十四条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百四十五条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の指揮監督の下に、琉球諸島等における日本国政府代表の長官の事務を補佐する機関として、外務省を置くことを内閣に勧告する。

（略）

第百四十六条　琉球諸島等における日本国政府代表の長官と、

官房総務参事官

官房書記官

極秘
無期限
10部の内
2号

日米琉諮問委員会の日本政府
代表者派遣について

昭和43. 1.17
北米局長

1. 特別立法

(1) 諮問委員会は、3政府の代表者が沖縄の経済、社会政策等を策定して行くものであつて、国際機関に近いものであるが、委員会の策定した結論は、米国政府の一機関たる高等弁務官に勧告されるという点で通常の国際機関と趣を異にする。

(2) このような任務の代表者の派遣は、対外関係事務の処理として外務省の所管事項であるが、本来日本の領土たる沖縄の内政に実質的に参画するという本委員会の特殊性にかんがみ、委員会は総理府の所管とし、代表者は外務省に併任することが最も適当と認められる。

(3) このため、総理府の主管で委員会の任務終了までの暫定特別立法を行ない、代表者の任務、身分、待遇等を明確にすることとするよう、関係当局において準備を進めている。

2. 特別立法に至る中間措置

(1) 前記の特別立法成立に先立つて委員会を発足せしめる必要あるところ、上記中間期間は、外務公務員たる身分を有する者を委員会の代表者として那覇に長期出張せしめる。

(2) 代表者の派遣は、前記のとおり本来外務省の所管事項であるから、前項の発令は外務大臣限りでもよく、あるいは閣議決定を経て内閣発令としてもよい。

(3) 外務公務員たる身分を有する者とは、待命の大使、一般職外務公務員のいずれにても差支えなく、他省職員または民間人を起用する場合は、これを後者に併任または任命する。

(4) 追つて特別立法成立の上は、代表者はそのまま新立法上の地位に移ることとなる。

(5) 代表者の補助者についても上記に準じて措置する。

3. 補助者及び予算

(1) 明年度予算案においては、(イ)人員は代表者

のほか参事官2、調査官2、庶務要員4、(ロ)予算3千万円、が認められている。

(2) 補助者をいずれの省より出すかは総理府において検討中であるが、代表者が外務省出でない場合は、首席参事官は外務省出をもつて充てる必要があろう。

5　政府代表の任免は、内閣が行なうこと。

6　政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給すること。この場合において、政府代表の俸給月額は26万円とし、期末手当は一般職の職員の例によることとし、在勤手当の額は、沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して政令で定めるものとすること。なお、政府代表に対するこれ等給与の支給については、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第2条第2項（特別職の職員の給与に関する法律の規定準拠）、第3条（給与の支払）、第4条（給与の支給方法）、第10条第1項、第4項及び第5項（在勤俸の支給期間）並びに第21条第2項（給与の端数計算）の規定を準用するほか、政府代表の公務上の災害に対する補償等については、特別職の職員の給与に関する法律第1条第1号から16号（総理大臣等）までに掲げる職員の例によること。

7　この法律の施行期日は、昭和43年4月1日とすること。

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案要綱

1　沖縄の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに沖縄の住民の福祉等を増進するため、社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に関し、琉球諸島高等弁務官に対して助言し、及び勧告することを目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表（以下「政府代表」という。）1人を総理府に置くこと。

2　政府代表は、特別職の国家公務員とする。この場合において、国家公務員法第96条第1項（服務の根本基準）、第98条第1項（法令及び上司の命に従う義務）、第99条（信用失墜行為の禁止）並びに第100条第1項及び第2項（秘密を守る義務）の規定は、政府代表者に準用すること。

3　政府代表は、諮問委員会が第1条に規定するその設置の目的を達成するため処理すべき事項に関し、日本国政府を代表して諮問委員会の委員として職務を行なうことを任務とする。

4　政府代表に対する指揮監督は、内閣総理大臣及び外務大臣が行なうこと。

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案

（目的）

第一条　この法律は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府をそれぞれ代表する者をもつて構成され、かつ、沖縄（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため、沖縄の社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に関し、琉球諸島高等弁務官に対して、助言し、及び勧告することを目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）の委員となる日本国政府代表の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

（設置）

第二条　総理府に、諮問委員会の委員となる日本国政府代表（以下「政府代表」という。）一人を置く。

2　政府代表は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

3　政府代表は、特別職の国家公務員とする。この場合において、政府代表については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定を準用する。

4　政府代表は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十三年法律第　号）第一条第一項の職員に含まないものとする。

（任務）

第三条　政府代表は、諮問委員会が第一条に規定するその設置の目的を達成するため処理すべき事項に関し、日本国政府を代表し、諮問委員会の委員として職務を行なうことを任務とする。

（指揮監督）

第四条　政府代表に対する指揮監督は、内閣総理大臣及び外務大臣

が行なう。

（任免）

第五条　政府代表の任免は、内閣が行なう。

（給与及び災害補償）

第六条　政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2　政府代表の俸給月額は、二十六万円とする。

3　第一項の在勤手当の額は、政府代表が、その体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

4　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三条の規定は第一項の俸給及び期末手当の支給について、同法第四条第一項の規定は第一項の俸給及び在勤手当の支給について、同条第二項及び第三項並びに同法第十条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の在勤手当の支給について、同法第二十一条第二項の規定は第一項の俸給、期末手当及び在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第十条第一項中「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「沖縄島那覇を出発する日」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で」とあるのは「政府代表が本邦に出張を命ぜられた場合において」と、「在勤地を出発した日から在勤地に帰国する日まで」とあるのは「沖縄島那覇を出発した日から」と、「六十日をこえるときは」とあるのは「六十日をこえるものには」と読み替えるものとする。

5　政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一項か

七、第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

昭和43年法律第36号、（43年5月1日）

理由

沖縄の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に関し、琉球諸島高等弁務官に対して、助言し、及び勧告することを目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表一人を総理府に置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官房長官
官房総務参事官
官房書記官

（四三、三、一四）

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案

（目的）

第一条　この法律は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府をそれぞれ代表する者をもつて構成され、かつ、沖縄（琉黄島島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため沖縄の社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に関し、琉球諸島高等弁務官に対して、助言し、及び勧告することを目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）の委員となる日本国政府代表の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

（諮問委員会の委員となる日本国政府代表）

（設置）

第二条　総理府に、諮問委員会の委員となる日本国政府代表（以下「政府代表」という。）一人を置く。

2　政府代表は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

3　政府代表は、特別職の国家公務員とする。この場合において、政府代表については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百三十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定を準用する。

4　政府代表は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十三年法律第　号）第一条第一項の職員に含まないものとする。

（任務）

第三条　政府代表は、諮問委員会が処理すべき事項に関し、日本国政府を代表し、諮問委員会の委員として行動するものとする。

（指揮監督）

第四条　政府代表に対する指揮監督は、内閣総理大臣及び外務大臣が行なう。

総理府

（任免）

第五条　政府代表の任免は、内閣が行なう。

（給与及び災害補償）

第六条　政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2　政府代表の俸給月額は、二十六万円とする。

3　第一項の在勤手当の額は、政府代表が、その体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

4　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三条の規定は第一項の俸給及び期末手当の支給について、同法第十条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の在勤手当の支給について、同法第十条第二項の規定は第一項の俸給、期末手当及び在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第十条第一項中「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあり、及び「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を出発する日」とあるのは「沖縄島那覇を出発する日」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で」とあるのは「政府代表が本邦に出張を命ぜられた場合において」と、「在勤地を出発した日から在勤地に帰国する日まで」とあるのは「沖縄島那覇を出発した日から同地に帰着する日まで」と、「六十日をこえるものには」とあるのは「六十日をこえるときは」と読み替えるものとする。

5　政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十三号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員（同法第四条の規定の適用を受ける者を除く。）の例による。

附　則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

政理府

理由

沖縄の復帰に備え、本土との一体化を進めるとともに、沖縄の住民の福祉等を増進するため社会的経済的諸問題及びこれに関連する事項に関し、琉球諸島高等弁務官に対して、助言し、及び勧告することを主目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表一人を総理府に置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会日本国政府代表の設置に関する法律案

（四三、二、二一）

（趣旨）

第一条　この法律は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府をそれぞれ代表する者をもつて構成され、かつ、琉球諸島高等弁務官に対し助言し、及び勧告することを目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）の委員となる日本国政府の代表の設置、任務、任免、給与等について定めるものとする。

（諮問委員会日本政府代表）

第二条　総理府に、諮問委員会の委員となる日本国政府の代表（以下「政府代表」という。）一人を置く。

2　政府代表は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

（任務）

第三条　政府代表は、沖縄（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の施政権が日本国に返還される場合に沖縄の経済社会構造が円滑に統合されるように準備をし、及び沖縄の住民の福利を増進するため、経済的事項及び社会的事項並びにこれ等に関連する事項に関し、発言し、表決に加わる等日本国政府を代表して諮問委員会において行動するものとする。

（欠格事由）

第四条　左の各号の一に該当する者は、政府代表となることができない。

一　禁治産者及び準禁治産者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三　懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

第三八条
一一三五
五〇三

第七条

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2　政府代表は、前項の規定により政府代表となることができなくなつたときは、当然失職する。

（政府代表の任免）

第五条　政府代表の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行なう。

（指揮監督）

第六条　政府代表は、内閣総理大臣及び外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

（政府代表に対する国家公務員法の準用）

第七条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百三十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、政府代表について準用する。

（給与）

第八条　政府代表には、別に法律で定める俸給及び期末手当のほか、在勤手当を支給する。

2　前項の在勤手当の額は、政府代表が、その体面を維持し、かつその職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項、第三条、第四条、第十条（第一項及び第四項及び第五項）並びに第二十一条第三項の規定は、前項の俸給、期末手当及び在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第二項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、「同法第三条中「在外職員の俸給、扶養手当及び勤勉手当」とあるのは「政府代表の俸給及び期末手当」と、同法第四条第三項中「在外職員」とあるのは「政府代表」と、同法第四条第三項中「在外職員」とあるのは「政

代表」と、「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と、「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の六」とあるのは「特別職の職員の給与に関する法律第八条」と、「給与の月額（年額で定めるものにあつては、十二分した額）」とあるのは「給与の月額」と、同条第二項及び第三項中「在勤俸及び加俸」とあるのは「在勤手当」と、同法第十条第一項中「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、「在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」とあるのは「沖縄島那覇」と、「在勤地を」とあるのは「沖縄島那覇」を」と、「旧在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第四項中「在外職員」とあるのは「政府代表」と、「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、同条第五項中「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で」とあるのは「政府代表が本邦に出張を命ぜられ」と、「在勤地」とあるのは「沖縄島那覇」と、「六十日をこえるものには」とあるのは「六十日をこえるときには」と、同法第二十一条第二項中「在外職員」とあるのは「政府代表」と読み替えるものとする。

（行政機関の職員の定員に関する法律の適用除外）

第九条　政府代表は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十三年法律　号）第一条第一項の職員に含まないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

（国家公務員法の一部改正）

2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

3　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表（以下「諮問委員会日本国政府代表」という。）

別表第一中「侍従長」を「侍従長　諮問委員会日本国政府代表」に改める。

秘

官房総務参事官

琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会の日本政府代表の設置に関する法律（案）

（目　的）

第一条　この法律は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府のそれぞれの代表をもつて構成される琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会（以下「委員会」という。）に、日本国政府の代表を設置することを目的とする。

（委員会日本政府代表）

第二条　1　総理府に、琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会日本政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2　代表は、特別職の国家公務員とする。

3　代表は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

（任　務）

第三条　代表は、琉球諸島（大東諸島を含む。以下同じ。）の施政権が日本国に返還される時に同諸島の経済社会構造が日本本土におけるものと円滑に統合されるように準備を行なうため、並びに琉球諸島の住民の経済的な安定、保健、教育及び福祉を増進するため、高等弁務官の権限内にある経済的及び社会的事項並びに関連事項について、高等弁務官に対し、助言し及び委員間で合意された勧告を行なうことを目的として那覇に設置される委員会の委員として日本国政府を代表し参加して、行動するものとする。

（代表の任免）

第四条　代表の任免は、内閣総理大臣が外務大臣と協議の上申出るところにより、内閣が行なう。

（指揮監督）

第五条　代表は、内閣総理大臣または外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会日本政府代表（後注参照）の設置に関する法律（案）

（目的）

第一条　この法律は、日本政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府のそれぞれの代表をもつて構成される諮問委員会に参加する日本政府の代表を設置することを目的とする。

（諮問委員会日本政府代表）

第二条　1　総理府に、沖縄島那覇に駐在する諮問委員会日本政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2　代表は、特別職とする。

（任務）

第三条　代表は、沖縄（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島。以下同じ。）の施政権が日本国に返還される時に備え、かつ、沖縄の住民の福利を増進するため、経済的及び社会的事項並びに関連事項について、琉球諸島高等弁務官に対し、助言及び勧告を行なうことを目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員として日本政府を代表するものとする。

（代表の任免）

第四条　代表の任免は、内閣総理大臣が「外務大臣と協議の上」申出るところにより、内閣が行なう。（「」内総理府不賛成）

（指揮監督）

第五条　代表は、内閣総理大臣または外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。（本条については別途覚書を交す。）

（注）　第六条以下について外務省は特に意見なし。以上は二月六日特連局総務課長が北米課長を来訪して打合せた結果である。また「代表」を「代表者」または「代表委員」とする案もあり、最終的には決つていない。

沖縄に駐在する日米諮問委員会日本政府代表者の設置に関する法律（案）

（目的）

第一条　この法律は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府のそれぞれの代表者をもつて構成される諮問委員会に日本国政府の代表者を参加させるために必要な職を設置することを目的とする。

（日米琉諮問委員会日本政府代表者）

第二条　総理府に、日米琉諮問委員会日本政府代表者（以下「政府代表者」という。）一人を置く。

2　政府代表者は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

3　政府代表者は、沖縄の経済及び社会並びにこれ等に関連する事項について、琉球列島米国民政府の長に対し助言し勧告する目的で那覇に設置される諮問委員会に、日本国政府を代表して出席し、討議に参加するものとする。

4　政府代表者は、特別職とする。

（政府代表者の任免）

第三条　政府代表者の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行なう。

（指揮監督）

第四条　政府代表者は、内閣総理大臣及び外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

（政府代表者に対する国家公務員法の準用）

第五条　国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、政府代表者に準用する。この場合において、同法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」とあるのは「日米琉諮問委員会日本政府代表者」と読み替えるものとする。

（給与）

第六条　政府代表者には、俸給、期末手当のほか、在勤手当を支給

する。

2　在勤手当の額は、政府代表者が、その体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分発揮できるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項、第三条、第四条、（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、前項の俸給について準用する。この場合において、期末手当及び在勤手当の支給及び公使」とあり、又は「在外職員」とあるのは「日米琉諮問委員会日本政府代表者」と、「当該在外職員」とあるのは「当該日米琉諮問委員会日本政府代表者」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と読み替え、第三条中「俸給、扶養手当、期末手当及び在勤手当」とあるのは「俸給及び期末手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の六」とあるのは「特別職の職員の給与に関する法律第八条」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「沖縄」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（国家公務員法の一部改正）

2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　日米琉諮問委員会日本政府代表者

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　日米琉諮問委員会日本政府代表者

別表第一表官職名欄中「

内閣官房副長官
総理府総務副長官
侍従長

」を

「

内閣官房副長官
総理府総務副長官
侍従長
日米琉諮問委員会日本政府代表者

」に改める。

（目的）

第一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球列島の住民の代表者をもつて構成される琉球諸島政府の代表者の代表者を参加させるために必要な措置を講ずることを目的とする。

（日本琉球諸島連合政府代表者）

第二条　琉球諸島に日本琉球諸島連合政府代表者（以下「政府代表者」という）一人を置く。

2　政府代表者は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

3　政府代表者は、沖縄の経済及び社会並びに公衆衛生に関する事項について、琉球列島及び政府の長に対し助言及び勧告する目的で那覇に設置される琉球諸島連合政府と共に、日本国政府と共同して、琉球諸島連合政府代表者の代表者を通じて、琉球諸島連合政府代表者と協議する。

（協定の効力）

第三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定に署名した日から効力を生ずる。

（協定の効力）

第四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第二十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第三十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第四十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第五十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第六十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第七十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第八十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第九十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百二十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百三十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百四十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百五十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百六十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十三条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十四条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十五条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十六条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十七条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十八条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百七十九条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百八十条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百八十一条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百八十二条　この協定は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球諸島連合政府代表者の代表者が、この協定の効力を生ずる日から、その日から三年の期間、効力を有する。

（協定の効力）

第百八十三条　この協定は、日本国政府、ア

第三章　内閣

第二節　政府代表者

（政府代表者の任免）

第三条　政府代表者の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行なう。

（指揮監督）

第四条　政府代表者は、内閣総理大臣及び外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

（政府代表者に対する国家公務員法の準用）

第五条　国家公務員法第九十三条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、政府代表者に準用する。この場合において、同法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」

（前略）

日本法令ニ於テハ「侵略」ト「侵入」トヲ区別シ、又「侵略」ト「侵入」トハ、其ノ性質ニ於テ、特ニ相違ノ点ヲ有スルモノトシテ、「侵略」ハ、「侵入」ニ比シ、一層ノ重罪ノ対象トスルモノニ属スル。

（中略）

日本法令ニ於テハ「侵略」ト「侵入」トハ、其ノ性質ニ於テ、特ニ相違ノ点ヲ有スルモノトシテ、「侵略」ハ、「侵入」ニ比シ、一層ノ重罪ノ対象トスルモノニ属スル。

第五条中「大正八年」を「大正十年」に改め、「外国」をその「領域」と同条第五項中「本邦」を「法令」に改め、又は「外国」を「領域」に改めること。

（在勤手当）

第十条　在勤手当の額は、政府が、その職員を選定して、その業務と事情とに応じ、予算の範囲内において、適当と認める額とする。

（施行期日）

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（国家公務員法の一部改正）

2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二及第十一条の三及第十一条の次に次の一条を加える。

十一の二　日本弗語同業組合　日本政府代表者

（特別株の株券の発行に関する法律の一部改正）

3　特別株の株券の発行に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十項の次に次の一条を加える。

十の二　日本弗語同業組合　日本政府代表者

第三条第一項第四号　内閣総理大臣　総理府総務長官

第五号　内閣総理大臣　総理府総務長官

第六号　内閣総理大臣　総理府総務長官

第七号　内閣総理大臣　総理府総務長官

日本弗語同業組合　日本政府代表者

に改める。

（経理局設置法の一部改正）

4　経理局設置法（昭和二十四年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号の次に次の一号を加える。

日本弗語同業組合　日本政府代表者

本稿の表題」とした。

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会日本政府代表（後注参照）の設置に関する法律（案）

（目　的）

第一条　この法律は、日本政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府のそれぞれの代表をもつて構成される諮問委員会に参加する日本政府の代表を設置することを目的とする。

（諮問委員会日本政府代表）

第二条1　総理府に、沖縄島那覇に駐在する諮問委員会日本政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2　代表は、特別職とする。

（任務）

第三条　代表は、沖縄（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島。以下同じ。）の施政権が日本国に返還される時に備え、かつ、沖縄の住民の福利を増進するため、経済的及び社会的事項並びに関連事項について、琉球諸島高等弁務官に対し、勧告

代表

し及び勧告を行なうことを目的として沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員として日本政府を代表するものとする。

（代表の任免）

第四条　代表の任免は、内閣総理大臣が「外務大臣と協議の上」申出るところにより、内閣が行なう。（「」内総理府不賛成）

（指揮監督）

第五条　代表は、内閣総理大臣または外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。（本条については別途覚書を交す。）

（たいし外務省の所管に属するものについては及び

（注）　第六条以下について外務省は特に意見なし。以上は二月六日特連局総務課長が北米課長を来訪して打合せた結果である。また「代表」を「代表者」または「代表委員」とする案もあり、最終的には決つていない。

秘

沖縄問題に関する琉球諸島高等弁務官に対する日本政府代表の設置に関する法律（案）

（目　的）

第一条　この法律は、日本国政府、アメリカ合衆国政府及び琉球政府のそれぞれの代表をもつて構成される琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会（以下「委員会」という。）に、日本国政府の代表の設置することを目的とする。

（委員会日本政府代表）

第二条　1　総理府に、琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会日本政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2　代表は、特別職の国家公務員とする。

3　代表は、沖縄島那覇に駐在するものとする。

（任　務）

第三条　代表は、琉球諸島（大東諸島を含む。以下同じ。）の施政権が日本国に返還される時に琉球諸島の経済社会構造が日本本土に本来あるものと円滑に統合されるように準備を行なうため、並びに琉球諸島の住民の福祉増進、教育及び国際文化増進するため、琉球政府に対し、助言し及び勧告を行なうことを目的として琉球諸島に設置される委員会の委員として日本国政府を代表して参加し、行動するものとする。

（代表の任免）

第四条　代表の任免は、内閣総理大臣が外務大臣と協議の上申出るところにより、内閣が行なう。

（指揮監督）

第五条　代表は、内閣総理大臣及び外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

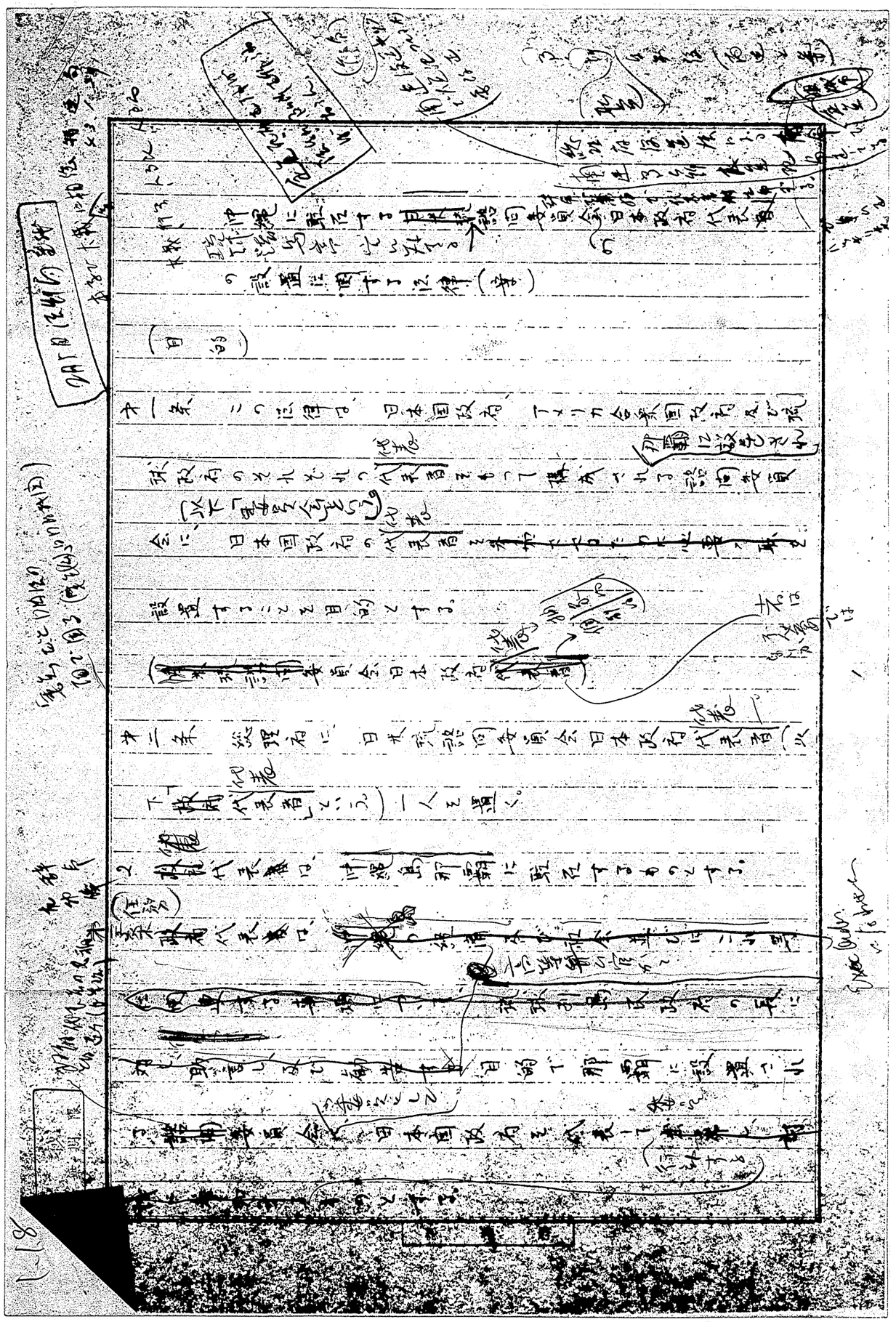

第四条と確にする

政府代表者は、特別職とする。

（~~政府代表者の~~位置）

第五条　政府代表者の位置は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行なう。

（指揮監督）

第六条　政府代表者は、内閣総理大臣~~及び~~外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

（政府代表者に対する国家公務員法の準用）

第七条　国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第三項の規定は、政府代表者に準用する。この場合において、同法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」とあ

第四条と確にする

政府代表者は、特別職とする。

（~~政府代表者の~~位置）

第五条　政府代表者の位置は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行なう。

（指揮監督）

第六条　政府代表者は、内閣総理大臣~~及び~~外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

（政府代表者に対する国家公務員法の準用）

第七条　国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第三項の規定は、政府代表者に準用する。この場合において、同法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」とあ

第四条と確にする

政府代表者は、特別職とする。

（~~政府代表者の~~位置）

第五条　政府代表者の位置は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行なう。

（指揮監督）

第六条　政府代表者は、内閣総理大臣~~及び~~外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

（政府代表者に対する国家公務員法の準用）

第七条　国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第三項の規定は、政府代表者に準用する。この場合において、同法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」とあ

第四条と確にする

政府代表者は、特別職とする。

（~~政府代表者の~~位置）

第五条　政府代表者の位置は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行なう。

（指揮監督）

第六条　政府代表者は、内閣総理大臣~~及び~~外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

（政府代表者に対する国家公務員法の準用）

第七条　国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第三項の規定は、政府代表者に準用する。この場合において、同法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」とあ

第四条と確にする

政府代表者は、特別職とする。

（~~政府代表者の~~位置）

第五条　政府代表者の位置は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行なう。

（指揮監督）

第六条　政府代表者は、内閣総理大臣~~及び~~外務大臣の指揮監督を受けて、その職務を行なう。

（政府代表者に対する国家公務員法の準用）

第七条　国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第三項の規定は、政府代表者に準用する。この場合において、同法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条及び第百条第一項中「職員」とあ

水戸（例外知ってる帰化人）
教授 34.6.13 休憩

るの日「日本法語同盟会」日本政治代表者と読み替えつゝ

のとす。

（給与）

第六条　政治代表者に停給期末手当の可が　在勤手当

を支給する。

2　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和

二十七年法律第九十三号）第二条第二項、第三条、第四条、第十

条（第三項を除く。）及び第十一条（第第三項の規定に前項の停給

期末手当及び在勤手当の支給について準用する。この場合に

おいて、同条の規定中「大使及び公使」とあり、又は「在外職員」

とあるのは「日本法語同盟会」、「当該在外

職員」とあるのは「当該日本法語同盟会」、「在勤

俸及び扶養」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第

七条中「停給、休暇手当、期末手当及び勤務手当」とあるの

は「停給及び期末手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与

に関する法律第六条第一項の職員の給与に関する法律第九

（給与）

第五条中「本邦」を「我」と改め、又は休暇期間を「詩」に「本邦」を「我」と改めこの中「詩」と読み替えること。

（石炭手当）

第六条　石炭手当の額は、政府が、その体面と理想とを考慮して、定めて行政官庁にこれを物価、家賃指数その他の事情を勘案して政令で定める。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

（国家公務員法の一部改正）

二　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号ノ二及第十一条ノ二ノ次ニ第十一条ノ三ノ次ニ次ノ一条ヲ加フ。

第十一条ノ三　日本学術振興会ハ日本放送代表者

（特別法人の職員の派遣に関する法律の一部改正）

3　特別法人の職員の派遣に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　日本学術振興会ハ日本放送代表者

別表第一総理府の項中

内閣法制局
総理府統計局
恩給局

を

内閣法制局
総理府統計局
恩給局
日本学術振興会日本放送代表者

に改める。

（総理府設置法の一部改正）

4　総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「統計局」の下に「日本学術振興会」を加える。

本政治人類学」と加える。

日米琉諮問委代表の法的性格

外相が検討を指示

日米首脳会談によって取決められた沖縄一本土の一体化のための諮問委員会設置をめぐって、三木外相はジョンソン駐日米大使との会談を切りに、その機能、構成などの協議を始めたが、外相としては同委員会のメンバーとなる日本側代表の法的性格について細密な検討を加えるよう三木外務当局に指示した。

日米共同声明によれば、この諮問委は米高等弁務官のもとに招聘される琉球政府代表と日本が指定する代表を送ることになっている。しかし日本が指定する代表をもちながら他国が施政権を行使している地域に、その高等弁務官の諮問委に日本人が参加するという前例はないとの反論がでるなど、すでに与党からは主権国家としての法的性格が出るとの異論も出されている。

日本側委員、早急に決める

木村官房長官談

木村内閣官房長官は三十日の閣議後会見で、本年早々に発足する諮問委員の日本側代表委員は早急に決める、と述べた。

米市長（山形県）三百万投票、日米開発の積極、吉田愛太郎新市長（そば屋）当選確実、無所属四人が四選。

暮れのボーナスもやっぱり神戸銀行へ

第3種郵便物認可

意義薄い沖縄諮問委

民社、日米コミュニケで見解

【那覇支局三十日発】民社党沖縄調査団（団長、春日一幸日本共産党国会議員）は三十日、日米共同コミュニケに対する同党の公式見解を那覇で発表した。コミュニケに対する同党の見方は、すでに日米首脳会談席上の強調されている程度明らかにされているが、さきの海外調査団の報告書を経たものとなっている。同三月三十日までに、日米安保条約の無期限延長などの問題を討議することになっている。

【那覇支局三十日発】琉球立法院の臨時議会は三十日終り、教公二法案は審議未了となった。

教公二法案は審議未了

沖縄立法院

沖縄問題等懇談会

専門委設置の方針

一体化で具体策検討

沖縄問題等懇談会の大平官房長官は三日午前、首相官邸で木村官房長官と会い、今後の同懇談会の運営方法について話合った。その中で、大平氏が懇談会の強力な推進を図ればならない、沖縄問題等懇談会と一体化の観点について専門部会を設け、具体案を練ってほしい、そのために必要があれば、委員の追加も考えてもらいたい、と述べた。

大平氏もかねてから専門委員会を設けて、農業振興、行政改革、教育、社会保障、人権問題などの部門で一体化の具体策を検討したい、と考えており、二日の同懇談会でこの方針が決ることになろう。

公務員三法案は審議未了となったが、派遣立法院議員選挙、主席公選の法案は、来年二月からの定例会まで、継続して作、祖国復帰問題などをめぐって院外で争うことになろう。

アンガー高等弁務官の立法院における演説

（主席公選に関する部分仮訳）

。。。

さて、思索を将来に転じてみよう。私は沖縄の各方面における最も強い要望の一つが行政主席を一般投票によつて選出することにあつたと考えるので、かかる要望を十分にワシントンに報告してきた。

私は、また沖縄の政界の指導者達や住民がもつと拡大された権限の責任を引受け、その機会を生かして行くだけの叡智と能力とを持つているとする私の信頼感はそれは最近数カ月間の出来事を通じて強められてきたものであるがーかかる私の信頼感についてもワシントンに報告してきた。

ここで私は、米国大統領が琉球政府の行政主席の住民による直接選挙を規定する行政命令第一〇七一三号の改正案に署名したことをお知らせする。大統領行政命令改正の条文を読み上げると次のとおりである。

憲法上大統領に賦与された権限に基づき、米国大統領兼米軍総司令官の名において、一九五七年六月五日付行政命令第一〇七一三号（一九六二年三月十九日付行政命令第一一〇一〇号及び一九六五年十二月二十日付行政命令第一一二六三号により改正）をさらに次のとおり改正する。

（改正部分朗読）

この措置は、勿論始まりでもなければ終りでもない。これは他日琉球諸島が日本に返還されることにより頂点に達するであろう一連の過程の一部である。

大統領行政命令（第八節）改正部分
（四三年二月一日のアンガー高等弁務官の立法院に対する演説より）

(b)
(一)　行政主席は琉球列島住民により選挙されるものとする。投票総数の少なくとも四分の一を獲得することを条件として、最大投票数を獲得したものが、行政主席となるものとする。行政主席は立法院議員が選挙されるのと同じ日に選挙されるものとし、立法院議員と同じ任期を有し、その任期満了後も後任者がその任につくまで在任する。この行政主席の最初の選挙は、一九六八年十一月の立法院議員の選挙と同じ日に行なわれるものとする。立法院は法律をもつて行政主席選挙のための手続を定め、行政主席の資格を決定し、行政主席が欠けた場合これを補充するのに必要な特別の選挙につき規定するものとする。

任期を終了した若しくは欠員となつた行政主席の後任の行政主席が高等弁務官の決定する合理的な期間内に選挙されない場合には、高等弁務官は行政主席を任命することができ、その主席は後任者が正当な手続で選挙されるまでの間その任につくものとする。

行政主席公選に至るまでの経緯（従来の）

昭和四三・一
北米局北米課

一、一九五七年六月五日行政命令第一〇七一三号により、行政主席は、高等弁務官が、立法府の代表者に諮つて任命することになつていた。

二、一九六五年十二月二十日行政命令第一一二六三号改正により、立法院が行政主席を指名できることとなつたが、任命権者は従来どおり高等弁務官とし、かつ、立法院が適当な主席指名を行なわないか、あるいは高等弁務官が必要と認めるときは自ら任命できることとなつた。

一九六五年十二月二十日
行政命令第一一二六三号

第八節(a) 琉球政府の行政権は琉球住民である行政主席に属する。行政主席は、琉球政府のすべての行政機関に対して一般的指揮監督権を有し、琉球列島に適用される法令を忠実に執行しなければならない。

(b)(1) 行政主席は、ここに規定する立法府が行なう高等弁務官が受諾する指名に基づき、高等弁務官が任命する。かく任命された行政主席は、同主席を指名した立法府の任期の残りの期間、および その後、本節に基づいて後継者を任命するか、またはそのような任命ができない場合には本節(2)項により後継者を任命するために必要かつ妥当な期

一九五七年六月五日
行政命令第一〇七一三号

第八節 琉球政府の行政権は、高等弁務官が、立法府の代表者に諮つて任命する琉球住民である行政主席に属する。

行政主席は、琉球政府のすべての行政機関に対して一般的指揮監督権を有し、琉球列島に適用される法令を忠実に執行しなければならない。

間、現職を続ける。

(2) 立法府が高等弁務官の決定する妥当な期間内に受諾可能な指名を行なわない場合、もしくは他の異常な状況により高等弁務官が必要とみなせば、高等弁務官は指名なく行政主席を任命しうる。本節(2)項により任命される行政主席の任期は高等弁務官により決定される。

(9) 各公共団体の長は、琉球政府の立法府の設ける手続に従い、当該地方公共団体の住民がこれを選挙する。

地方公共団体の長は、琉球政府の立法府が制定する手続に従つて、当該地方公共団体の住民がこれを選挙する。

HIGH COMMISSIONER'S ADDRESS BEFORE LEGISLATURE

Mr. Speaker and Members of the Legislature.

Thank you for the opportunity to speak to you, and through you to the people of the Ryukyus at this opening of the 36th Session of the Legislature.

My appearance before you this year is prompted less by a regard for the forms of past practice than by a concern for the future, with its new urgencies and new opportunities for progress.

I do not intend to slight the past, for the events of 1967 have been most significant.

In economic growth and material welfare, this last year has produced an unprecedented advance for the people of the Ryukyus. In 1967, for the first time in the history of these Islands, the Gross National Product exceed one-half billion dollars. Impressive as such statistics are, I hasten to add that what is important to me is what such statistics portend for the improvement of the everyday life of the individual farmer, fisherman, laborer and ordinary worker of the Ryukyu Islands.

In the political arts, it has also been a year of progress. I refer particularly to the statesmanship displayed by the men of this Chamber in the resolution of the twin education bills. You have shown yourselves mature practitioners of the art of constructive politics. You deserve the thanks of every segment of the Ryukyuan community for strengthening the legacy of an orderly political process on which the people of the Ryukyus must rely in their striving for a just and progressive society.

The historic November meeting between President Johnson and Prime Minister Sato again served notice that we stand in the eye of history. In the Joint Communique following their meeting, the President and the Prime Minister recognized the common interests of the United States and Japan in maintaining the Ryukyu Islands as an effective military base for the security of Japan and other free nations of the Far East. They confirmed also their common

interest

interest in the welfare of the people of these Islands and their recognition of the deep desire of the peoples concerned for the reversion of the Ryukyu Islands to Japan. To give meaning to these expressions, the President and the Prime Minister agreed on various measures including the establishment of an Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands.

I welcome the Advisory Committee, and will given them every encouragement in the constructive role which I am sure they will play during the transitional period between now and the time when the administrative rights over the Ryukyus revert to Japan. In creating the Advisory Committee, President Johnson and Prime Minister Sato have given renewed impetus, new definition and a new immediacy to the task of coping with the problems of these Islands. I look forward to the Committee beginning its work before this month is out.

When I addressed this Assembly last year, I pledged that I would delegate to the Government of the Ryukyu Islands increasing measures of autonomy as fast as you create the laws and means to exercise that authority. During the past year, I have watched the growing confidence and the increasing determination of the leaders of the Government of the Ryukyu Islands and the Members of this Chamber to embrace this larger autonomy. The enactment of the Judiciary Bill by the last session of the Legislature is but the latest example of this increasing autonomy. I reaffirm to you my pledge of last year, and I, again, encourage you to enact the necessary laws and means to exercise the authority I have promised.

Now, let us turn our thoughts to the future. I have realized for some time that one of the strong desires of all segments of opinion in the Ryukyus has been to elect the Chief Executive of these Islands by popular vote. I have kept Washington fully informed of this desire. I have also communicated my own confidence—which has been strengthened by the events of recent months—in the wisdom and ability of the political leaders and the people of these Islands to assume the responsibilities and realize the opportunities of the broadened exercise of power.

I now have the pleasure to inform you that the President of the United States has signed an amendment to Executive Order 10713 to provide for the direct election of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands by the people. I now read to you the text of the change to the President's Executive Order.

I

I quote. "By virtue of the authority vested in me by the Constitution, and as President of the United States and Commander in Chief of the Armed Forces of the United States, Subsection (B) of Section 8 of Executive Order No. 10713 of June 5, 1957, as amended by Executive Order No. 11010 of March 19, 1962, and Executive Order No. 11263 of December 20, 1965, is further amended to read as follows:

"Paragraph (B) (1) the Chief Executive shall be elected by the people of the Ryukyu Islands. The person having the greatest number of votes shall be the Chief Executive, provided that he shall have received at least one-fourth of the total number of votes cast. The Chief Executive shall be elected on the same day as are the Members of the Legislative Body and shall serve a term concurrent with the term of the Members of the Legislative Body and thereafter until his successor takes office. The first such election of the Chief Executive shall be on the same day as the legislative elections in November 1968. The Legislative Body shall by law establish procedures for the election of the Chief Executive, determine the qualifications for the office of Chief Executive, and provide for special elections when necessary to fill a vacancy.

" (2) In the event that the Chief Executive is not, within a reasonable period of time, as determined by the High Commissioner, elected to succeed an incumbent or to fill a vacancy, the High Commissioner may appoint a Chief Executive who shall serve until a successor is duly elected."

This act is, of course, neither a beginning nor an end. It is part of a continuing process which will culminate one day with the return of the Ryukyu Islands to Japan.

As this session of the Legislature begins its work, you can see that there is much to be done. Maximum advantage must be taken of the transitonal period in order to insure that meaningful measures for the betterment of the entire Ryukyuan society are studied, adopted, and put into effect. Also realism demands that the serious purpose of mutual security must be addressed. The United States, Japan and the people of the Ryukyus share a common interest in that purpose—and that common purpose, for the present, imposes limitations beyond the sole control of each community. What needs to be done can only be done by working together. The

key

key to the success of our relationship lies in the realism, the spirit of good faith, and the maturity with which we, jointly and individually, approach the solution of our mutual problems. If it is not always easy to live with each other, we assuredly, cannot for some time yet live securely without each other.

Within my responsibilities and your aspirations, I am confident that we will, with patience, skill and mutual respect continue to find a common ground in which Americans and Ryukyuans can live together in an atmosphere of progress, responsibility and dignity.

Thank you.

琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会の組織および任務に関する交換公文

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百六十七年十一月十四日および十五日にワシントンで行なわれた琉球諸島に関する討議において、佐藤総理大臣とジョンソン大統領との間で到達した琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会の那覇における設置に関する合意に言及する光栄を有します。本使は、新しい委員会の組織および任務に関して両国政府間で到達した次の了解をアメリカ合衆国政府に代わつて確認いたします。

(一) 琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会を那覇に設置することとする。委員会は、三名の委員で構成する。日本国政府、アメリカ合衆国政府および琉球政府は、それぞれ委員会における一名の代表者を任命する。委員会は、常設かつ専任の態勢で運営されるものとし、適当な補助要員によつて補佐されるものとする。

(二) 諮問委員会の目的は、琉球諸島の施政権が日本国に返還される時に同諸島の経済社会構造が日本本土におけるものと円滑に統合されるように準備を行なうため、ならびに琉球諸島の住民の経済的な安定、保健、教育および福祉を増進するため、高等弁務官の権限内にある経済的および社会的事項ならびに関連事項について、高等弁務官に対し、助言しおよび委員間で合意された勧告を行なうこととする。

このような勧告を策定するにあたり、委員会は、特に、日本本土と琉球諸島との間の経済的および社会的格差が減少しおよ

び除去され、また、同諸島における経済社会生活の行政的、組織的および構造的な面が一層日本本土と一体化されるような方法を探究することに努力するものとする。

委員会は、また、特別の研究および調査ならびに適当な個人および機関との協議により、琉球諸島の経済的および社会的発展の状況を継続的に検討し、かつ、高等弁務官に対して長期経済計画に関する勧告を行なうものとする。

(三) 委員会は、その任務の遂行のために必要とされる情報および援助の提供をうけるため関係三政府の役務および便宜の提供を求めることができ、また、必要な場合には、委員会に代わつて調査を行なう契約を民間の機関と結ぶことができる。

(四) 各政府は、それぞれの委員に適当な補助要員を提供し、また、それぞれの委員および要員の給与および直接必要な経費を支出するものとする。その他のすべての経費は、委員会が作成し、

かつ、関係三政府が承認する予算に含められ、三政府がその予算上資金が割当てられることを条件として、三政府間で合意する割合に従つて分担するものとする。

(五) 東京にある日米協議委員会は、琉球諸島高等弁務官から諮問委員会の作業の状況について通報を受けるものとする。

本使は、貴大臣が前記の了解が貴国政府の了解でもあることならびにこの書簡および前記の了解に同意する閣下の返簡が両国政府間の合意を構成するものであることを日本国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

これに関連し、本使は、琉球政府も前記の取決め案に同意している旨を通報します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

（日本側書簡）

（一）　書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本語による訳文がつぎのとおりである本日付けの閣下のつぎの書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（二）

（米国側書簡）

（一）　本大臣は、前記の了解を日本国政府に代わつて確認することに、閣下の書簡および この返簡が両国政府間の合意を構成するものであることを確認する光栄を有します。

（二）　本大臣は、以上を申し進めるに際し、ことに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

United States Note

Excellency:

I have the honor to refer to the agreement reached between Prime Minister Sato and President Johnson, in the course of their discussions concerning the Ryukyu Islands in Washington on November 14 and 15, 1967, on establishment in Naha of an Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands. I wish to confirm on behalf of my Government the following understandings which have been reached between our two Governments concerning the organization and terms of reference of the new committee:

(1) An Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands shall be established in Naha. The Committee shall be composed of three members. The Government of the United States of America, the Government of Japan, and the Government of the Ryukyu Islands will each name a representative to the Committee. The Committee shall operate on a permanent and full-time basis and shall be assisted by an appropriate supporting staff.

(2) The purpose of the Advisory Committee shall be to advise and make mutually agreed recommendations to the High Commissioner on economic, social and related matters which are within the powers of the High Commissioner, in order to prepare for the smooth integration of the Ryukyuan socio-economic structure into that of Japan proper when administrative rights in the islands are reverted to Japan, and to promote the economic well-being, health, education and welfare of the inhabitants of the Ryukyu Islands.

In developing such recommendations, the Committee, in particular, will seek to find ways by which economic and social differences between Japan proper and the Ryukyu Islands may be reduced and eliminated and by which the administrative, organizational and structural aspects of Ryukyuan economic and social life may be brought into greater identity with Japan proper.

The Committee shall also perform a continuing review of the state of Ryukyuan economic and social development by means of special studies and surveys and by consultation with the appropriate persons and organizations, and shall provide the High Commissioner with its recommendations concerning long-range economic planning.

(3) The Committee shall be authorized to call upon the services and facilities of the three Governments concerned to provide such information and assistance as may be required for the performance of its duties, and, when necessary, to enter into contractual agreements with private organizations to do research on its behalf.

(4) Each Government shall provide its Committee member with the appropriate supporting staff and defray the salary allowances and other direct support expenses related to its member representative and staff. All other costs will be included in a budget prepared by the Committee to be approved by the three Governments and will be shared by them in a mutually agreed proportion subject to the availability of appropriated funds.

(5) The Japan-United States Consultative Committee in Tokyo will be informed of the progress of the work of the Advisory Committee by the High Commissioner of the Ryukyu Islands.

I would appreciate it if you would confirm on behalf of the Government of Japan that the foregoing is also the understanding of your Government, and that the present note and your note in reply concurring in the understanding constitute an agreement between our two Governments.

I wish to inform you in this regard that the Government of the Ryukyu Islands concurs in the proposed arrangements described above.

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

Japanese Note

(Translation)

Excellency,

I have the honour to acknowledge receipt of Your Excellency's note of today's date, which reads in the Japanese translation thereof as follows:

"U.S. Note"

I have the honour to confirm on behalf of my Government the foregoing understandings and to confirm that Your Excellency's note and the present note in reply constitute an agreement between our two Governments.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.